

廃棄物焼却炉に係る法規制一覧

法 令	火格子面積	火床面積	焼却能力	規 制 内 容
大気汚染防止法	2.0 m ² 以上	-	200 kg/h 以上	ダスト、SOX、NOX、HC1 を年 2 回以上測定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	2.0 m ² 以上	-	200 kg/h 以上	焼却炉維持管理基準適用
	全ての廃棄物焼却炉			焼却設備の構造、焼却方法 適用(下記参照)
ダイオキシン類対策特別措置法	-	0.5 m ² 以上	50 kg/h 以上	ダイオキシン類 (排ガス、焼却灰、ばいじん等) を年 1 回以上測定

全ての廃棄物焼却炉に適用される構造及び焼却方法 (廃掃法)

- ・焼却設備の構造 (平成 1 4 年 1 2 月 1 日から適用)
 1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気がとが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できること。
 2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 3. 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
(ガス化燃焼方式等構造上やむを得ない場合を除く)
 4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ・焼却方法 (平成 9 年 1 2 月 1 日から適用)
 1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
 2. 煙突の先端から火災又は日本工業規格 D 8004 に定める汚染度が 25% 以上を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
 3. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

火格子面積が 2.0 m²以上または、焼却能力が 200 kg/h 以上の廃棄物焼却炉に適用される維持管理基準 (廃掃法)

1. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
2. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式及び 1 時間当りの処理能力が 2 トン未満の施設にあっては、この限りではない。
3. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。
4. 焼却灰の熱灼減量が 10% 以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。
5. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温をすみやかに上昇させること。
6. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
7. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。
8. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。
9. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (8 のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度) を連続的に測定し、かつ記録すること。
10. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
11. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 (100ppm) 以下となるようにごみを焼却すること。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。
13. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が処理能力に応じた基準の濃度以下になるようにごみを焼却すること。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度 (ダスト、NOX、SOX、HC1) を 6 ヶ月に 1 回以上測定し、かつ記録すること。
15. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
16. 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合には、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
17. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、溶融処理又は焼成処理を行う場合はこの限りではない。
18. ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
19. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏 1000 度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。
20. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
21. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。